

平成30年1月

茨城県 ナースセンターだより

Vol. 121

茨城県ナースセンター
イメージキャラクター
はひなちゃん

ナース
センターくん

も く じ

1. 職業安定法が改正されました p2
2. 第10回いばらき看護職合同就職説明会 報告 P4
3. セカンドキャリア支援研修 報告 P5
4. eーナースセンターの利用について P6
5. 「とどけるん」からの届出方法について P7
6. カリウム製剤投与・「投与量」「投与方法」再確認について P8

職業安定法が改正されました。

(2018年1月1日施行)

求人施設の皆様へ

～労働者の募集や求人申し込みの制度が変わります～

職業安定法や省令・指針の改正に伴い、求人の申し込みを行う際の労働条件の明示等について、変更点をお知らせします。

1 求人票に明示する項目が追加されました

○これまでと同様の項目

- ・業務内容
- ・契約期間
- ・就業場所
- ・労働時間（就業時間、休憩時間、休日、時間外労働）
- ・賃金
- ・社会保険の加入状況

○新たに追加された項目

- ・試用期間の有無、試用期間中の労働条件と本採用後の労働条件
- ・固定残業代を支給する場合は時間と金額、これを超える時間外労働を行った場合の割増し賃金の明示
- ・募集者の氏名または名称
- ・勤務形態に裁量労働制を採用している場合はその旨の明示

2 労働条件に変更があった場合、求職者に変更内容を明示することが新設されました

変更内容の明示例

①	「当初の明示」と異なる労働条件を提示する場合	当初：基本給30万円/月 ⇒基本給28万円/月
②	「当初の明示」の範囲内で特定した条件を提示する場合	当初：基本給25万円～30万円/月 ⇒基本給28万円/月
③	「当初の明示」で示した条件を削除する場合	当初：基本給25万円/月、営業手当3万円/月 ⇒基本給25万円
④	「当初の明示」で示さなかった労働条件を提示する場合	当初：基本給25万円/月 ⇒基本給25万円/月、営業手当3万円/月

※求職者から応募があった場合は、その時点の求人票をeナースセンターシステムの「コンタクト」で表示・印刷できます。

求職者の皆様へ

～職業安定法の改正に伴い、求人票が変更されました～

1 雇用形態

常 勤：期間に定めのない雇用（正規雇用、非正規雇用に分けています）

非常勤：期間が1ヵ月以上の雇用

臨 時：期間が1ヶ月未満の雇用

2 試用期間の有無、試用期間中の労働条件と本採用後の労働条件を明示

3 勤務形態に「裁量労働制」がある場合は明示

4 固定残業代制度がある場合は、時間と金額、これを超える時間外労働を行った場合の割増し賃金の明示

5 選考方法および選考結果（採否）の通知方法を求人票に記載

6 労働条件通知書は労働契約締結前に、必ず採用施設から書面でもらうようにしてください

職業安定法の改正については、下記厚生労働省の各種リーフレットを参照してください

<http://www.mulw.go.jp/sft/seisakunitsuite/bunya/0000172497.html>

※求人応募する場合は、応募時点の求人票を
e ナースセンターシステムの「コンタクト」
で表示・印刷できます。
面接時や労働契約時、労働条件の変更など
の確認にご利用下さい。



第10回いばらき看護職合同進学就職説明会を開催しました

看護学生及び潜在看護職員に対しての就業支援策として、求人施設側との就職面談や相談、その他求人情報の提供等を通じて、就労の促進と医療機関で働く看護職員の確保及び在宅医療を担う看護職員の確保を図ることを目的に開催しました。

- 開催日：平成30年1月13日（土）
- 開催場所：茨城県立茨城県民文化センター
- 内容：第1部 看護師国家試験対策講座 11:00～12:00
講師：さわ研究所 代表 さわ和代 氏
- 第2部 合同進学就職説明会 12:30～15:30
- 参加者数 第1部 看護師国家試験対策講座 24名
- 第2部 合同進学就職説明会 73名※
- ※73名参加者内訳 ①高校生 7名
- ②看護学生 27名
- ③看護職 16名
- ④大学生 6名
- ④一般 10名 アンケート未提出7名
- 参加施設 ①病院 39施設
- ②訪問看護ステーション 3事業所
- ③看護師等教育施設 4施設

今年度初企画となる、看護師国家試験対策講座を実施した。参加した看護学生からは「国試対策を、しっかり準備していけそうだ」などの声があがった。次年度以降も継続し、看護学生へPRしていきたい。
合同進学就職説明会の参加者は、昨年度より32名多い73名だった。アンケートからは「希望の施設の説明を、一同に聞けてよかった」「AM国試対策、PM説明会の流れが向上心ににつながり良かった」「専門学校の参加ブースをもっと増やして欲しい」などのご意見をいただき、次年度からの参考としたい。

管理者等研修【No207 診療報酬制度改定と今後の看護対策】開催案内

- 開催日 平成30年3月10日（土） 13:30～16:30
- 会場 フェリヴェールサンシャイン 1F シエルセラン
〒310-0804 水戸市白梅 2-3-86 ☎029-248-1122
- 対象者 看護管理者・事務局長及び将来その任に就く予定のある者
- 募集人員 200名 ※会場の都合上、先着順とさせていただきます。
- 内容 講演「診療報酬制度改定と今後の看護対策」
講師：参議院議員 石田 まさひろ 氏



有床診療所の医療勤務環境改善モデル事業への参加



大子町にある17床の地域密着型のアットホームな診療所です。

このモデル事業は、厚生労働省から委託を受けた、日本能率協会総合研究所が、医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入・活用して、有床診療所において職場環境改善の支援を行うものです。
茨城県看護協会と県医療勤務環境改善支援センターも協働で支援しています。
「自施設を働きやすい職場にしたい」という熱い想いでWLB推進プロジェクトを立ち上げた吉成医院今後の成果がおおいに期待できます。



セカンドキャリア支援研修の開催報告

平成 29 年 12 月 1 日（金）13:30～16:30、看護研修センターにおいて実施しました。

看護職のセカンドキャリアには施設経営の道もあります。今年度の研修は、「看護職起業家の話を聞く」というテーマで開催しました。講師は、訪問看護ステーション経営の大内八重子氏、グループホーム経営の山口誠子氏でした。受講生は21名、平均年齢 57,9 歳。参加者のアンケートから、新しい知識を得た・今後の計画に役立てられる・生き生きとやりがいをもって仕事している様子が目に浮かんだ・開設後の苦労が分かった・具体的で参考になった・開設、運営の本音が聞けた・起業するには確固たる信念が必要・看護職がグループホーム運営できることを知った・病院、在宅、地域をつなぐのは看護職である・看護職としての役割を考えられた・自分のスキルを今後どのように生かしていくかを考える機会となった・訪問看護、グループホームで働きたくなった等、有意義な職業生活を継続することについて前向きな意見が聞かれました。



管理者等研修（No.209）「人事労務管理の基礎知識」開催報告



平成 29 年 12 月 2 日（土）13:30～16:00、特定社会保険労務士の山口栄一氏に「人事労務管理の基礎知識」をご講演いただきました。受講者は 108 名、そのうち看護職の割合は 80%、人事労務管理は看護管理者に求められる重要な責務であることから部長・副部长・師長が看護職の約半数を占めていました。また理事や事務局長が受講した施設もあり、組織一丸となって適切な人事労務管理を実践しようという姿勢が

伺えました。受講者からは、労働基準法という難しい内容だが、事例をもとに解りやすく説明していただき、今の自分の問題解決の糸口となった、働きやすい環境や職場作りには基礎となる知識が必要となるため今後も継続的に学びを深めて行きたい、人事労務管理の知識を得たので実践で活用していきたいなどの意見があり、現場での実践に役立てていただければ幸いです。

管理者等研修（No.206）「地域包括ケア」開催報告

平成 30 年 1 月 26 日（金）13:30～16:00、獨協医科大学 看護学部在宅看護学領域 教授の六角僚子氏に「地域包括ケアにつなげるための看護管理者の役割」—認知症の人と家族を地域で支えるために—をテーマにご講演をしていただきました。認知症患者についてということで受講生 117 名のうち、病院・診療所が 49 施設、訪問看護ステーションが 5 施設と今までの研修に比べ訪問看護ステーションからの申し込みが多く感じられた。アンケートからは「認知症患者との関わりに不安を感じていたが、聴講後は自信を持って対応ができそう」という声が多く聞かれた。



e ナースセンターの利用方法について

e ナースセンターとは…

都道府県ナースセンターが行っている看護師等無料職業紹介を、インターネット上に展開したものが「e ナースセンター」です。ナースセンターに直接足を運ばなくても、インターネット上で、求人・求職の登録や検索、問い合わせ、応募、紹介依頼などができます。

職業紹介以外にも、看護師等学校養成所や研修・イベントなどに関するさまざまな情報を提供しており、**全て無料**で閲覧できます。

利用方法

◎Yahoo や Google で「e ナースセンター」と検索
「e ナースセンター <https://www.nurse-center.net/nccs/>」にアクセス

スマホはこちら
からアクセス



■登録する前にe ナースセンターを試してみたい方

トップ画面の「①求人検索（体験版）」メニューをご利用ください。
登録しなくても求人検索をお試しいただけます。

注）「求人施設名」等一部閲覧できない項目があります。

■初めてe ナースセンターをご利用する方

求職者の方：トップ画面の「②求職者（看護職）の方のご登録」メニューをご利用ください。

求人施設の方：トップ画面の「③求人施設のご登録」メニューをご利用ください。

注）新規登録がお済みの方は、次回利用時には「ユーザID」「パスワード」を入力し、「④ログイン」してください。

■平成 27 年 4 月以前にe ナースセンターに登録されていた方及び新規ユーザ登録をお済みの方

トップ画面の「ユーザID」「パスワード」を入力し、「④ログイン」してご利用ください。

注）平成 27 年度 4 月以前にe ナースセンターに登録されていた方は、以前使用していた「ユーザID」「パスワード」でログインしてください。

◆e ナースセンタートップ画面

The screenshot shows the e Nurse Center homepage with the following callouts:

- ① e ナースセンターを試してみたい方はこちら
- ② 初めてe ナースセンターをご利用する求職者はこちら
- ③ 初めてe ナースセンターをご利用する求人施設はこちら
- ④ ユーザ登録をお済みの方はこちら

注）平成 27 年 4 月以前に登録されていた方は利用できませんので、茨城県ナースセンターまでご連絡ください。

看護師等免許保持者の届出制度が開始して、2年が経過しました。

■看護師等免許保持者の届出制度とは

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の一部改正により、看護職は離職時等に住所、氏名、免許番号などの事項を都道府県ナースセンターへ届け出ることが 2015年10月1日より、努力義務化されました

■届出の対象者

①現在勤めている病院等を退職する看護職（定年退職・転職を含む）

※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護施設、訪問看護を行う事業所が含まれます。

なお、退職時に次の職場が決まっている方も届け出の対象となります。

②看護職の免許は持っているが、保健師助産師看護師法に定められている業務以外で働いている方

※保健師助産師看護師法に定められている業務以外とは

- ・行政職 ・病院に勤務ではあるが、メディカルクラーク等事務部門で働いている方
- ・看護学校の教員 ・事務職 ・介護職 など

③現在未就業の看護師等免許保持者

■届け出の内容

①氏名 ②性別 ③生年月日 ④現住所 ⑤電話番号 ⑥メールアドレス ⑦免許番号等

⑧就業に関する状況 ⑨職歴 ⑩離職年月と理由 ⑪復職の意向

⑫ナースセンターが行う無料職業紹介事業（e ナースセンター）への登録有無 ※⑨～⑫は任意項目

■届出方法について

①届出制度サイト（とどけるん）から届出

パソコン・スマホから『とどけるん』へアクセスし、必要事項を入力の上、登録願います。



「とどけるん」QRコード



②郵送での届出

「届出票」に必要事項記入し、茨城県ナースセンターへ郵送してください。

「届出票」入手方法→茨城県ナースセンターHP (<http://www.ibaraki-nc.net/>) よりダウンロード

皆さんの職場（看護部）をご紹介します！

「いばらきナースステーション」と題し、茨城県ナースセンターHPに皆さんの職場（看護部）を紹介するサイトを開設しています！！病院等HP内において、看護部紹介サイトを開設している施設がございましたら、以下のメールにURLを送信してください。茨城県ナースセンターHPに掲載いたします。

■掲載条件

- ・茨城県内に勤務地がある医療機関、訪問看護ステーション等看護職が在籍している施設であること。
- ・看護部紹介のサイトであること。

※病院のトップページのリンクはいたしません。

- ・URLリンクにあたり、必ず病院長等管理者に許可を得ていること。

■URL送信先

茨城県ナースセンター ibaraki@nurse-center.net



※茨城県ナースセンターホームページ
(<http://www.ibaraki-nc.net/>)

「二度と起してはいけない！」

カリウム製剤

「投与量」「投与方法」は適切ですか

カリウム製剤は、投与量や投与方法を間違えると不整脈や心停止などの重大な事象につながります。これまでもカリウム製剤に関する事故防止対策が講じられてきましたが、残念ながらゼロになりません。

日本看護協会から「カリウム製剤投与間違いの撲滅キャンペーン」が発表されました。

各施設で、カリウム製剤の作用や使用方法の学習や管理方法が決まっていますか？

事故事例

誤って KCL のワンショット静注が行われた。KCL を処方すると、電子カルテシステムでは「ショット薬」に分類されるため、その都度指示簿に医師が「1 時間かけて中心静脈から投与」などと記載することにしていたが、その記載がなかった。看護師はワンショット静注禁止の薬剤と知っていたが、医師に急ぐよう言われたため、ワンショットで使用するほど急いでいるのだと思いこみ、医師に確認を行わずワンショット静注を行った。

出典) 公益財団法人日本医療機能評価機構医療事故防止事業部：医療事故情報収集等事業第 40 回報告書
(平成 26 年 10 月～12 月)、平成 27 年 3 月 26 日、p.133 を一部改変

緊急宣言
「二度と起こしてはいけません」

日本看護協会は カリウム製剤投与間違いの **撲滅**に取り組みます

これまでもカリウム製剤に関する事故防止対策が講じられて
 きましたが、残念なことに事故が繰り返されています。

あなたの病院では
 「カリウム製剤の作用や使用方法の学習をしていますか」
 「カリウム製剤の管理方法が決まっていますか」

日本看護協会と日本病院薬剤師会は協働して、全国の医療関係者の皆様とともに、
 カリウム製剤の投与間違いを撲滅し、死亡事故「ゼロ」にむけて「カリウム製剤
 投与間違い撲滅キャンペーン」に取り組みます。

「カリウム製剤投与間違い撲滅キャンペーン」特設サイト

日本看護協会ホームページ

<http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/amen/kalium/index.html>



日本病院薬剤師会ホームページ

<http://www.jihp.or.jp/>



シラビースターのほか、各病院での取り組みに役立つ情報を随時掲載していきます。どうぞ、ご活用ください！

カリウム製剤投与

「投与量」「投与方法」再確認！

各施設で、どうしたら投与間違いを防げるか考え、行動しよう。

日本看護協会と日本薬剤師会両協会は協議して、全病院の医師処方者の研修とともに、
「カリウム製剤の投与間違いを減らし、**死亡事故「ゼロ」**にむけて
「カリウム製剤投与間違い撲滅キャンペーン」に取り組みます。

☐ 「カリウム製剤投与間違い撲滅キャンペーン」特設サイト

***日本看護協会**

<http://www.jfn.or.jp/practice/>
<http://www.kaliuim/index.html>

***日本薬学会製剤部**

<http://www.jphg.or.jp/>

※PDF・MS Wordでのほか、印刷版でも取り扱われることが可能です。ご希望の方はお問い合わせください。

問い合わせ先 公益財団法人 日本看護協会 一般財団法人 日本薬学会製剤部 事務局 第六分室	公益財団法人 日本看護協会 一般財団法人 日本薬学会製剤部 公益財団法人 日本看護協会本部 一般財団法人 日本薬学会本部 公益財団法人 日本看護協会国際看護部 一般財団法人 日本看護協会国際看護部 一般財団法人 看護学推進市民財団
--	---

編集
発行

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 3-5-35 茨城県保健衛生会館 1F
公益社団法人 茨城県看護協会・茨城県ナースセンター (茨城県看護師等無料職業紹介所)
e-mail ibaraki@nurse-center.net
看護職員電話相談専用ダイヤル ☎ 029-221-7021
茨城県ナースセンター URL <http://www.ibaraki-nc.net/>

茨城県ナースセンター
ホームページQRコード

